

	号外	定価 1部2円	「人事院総裁あてハガキ」「分会決議」をしっかり取り組み、総合的見直しを阻止しよう！
	昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内	

人事院総裁
あてハガキ
分会決議

全組合員・全分会の行動を！

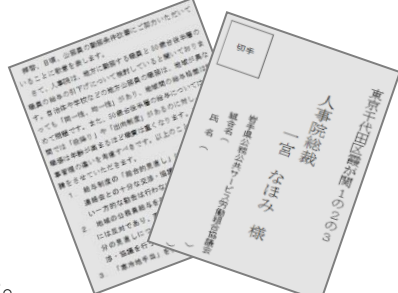
「給与制度総合的見直し」絶対阻止の取り組みに結集しよう

政府・自民党が公務員給与引き下げの指示を行い、人事院が検討を進めている「給与制度の総合的見直し」を何としても阻止するため、県職労は、今年の春闘期に「反対署名」を取り組んだ。全国で240万筆を超える署名を総務大臣に対して提出してきたが、政府は私たちの声を無視し、今年の人事院勧告において公務員給与の引き下げを強行しようとしている。(制度の問題点を裏面に記載)

県職労は、全国の公務員労組の仲間と共に、以下のとおり「人事院総裁あてハガキ」行動と分会決議を取り組み、政府・自民党による一方的な公務員給与削減に断固反対していく。全分会・全組合員で反対の声をしっかり結集しよう。

◎ 人事院総裁あてハガキ行動

- ◇ 取組対象 全組合員及び準組合員(管理職)
- ◇ 取組内容 ハガキに名前と分会名を記載
- ◇ 提出期限 7月4日までに支部書記局へ提出
※ 直接投函せず、支部へ提出してください。



◎ 分会決議

- ◇ 取組対象 全職員（趣旨に賛同いただける臨時職員等含）。多くの賛同を！
- ◇ 取組内容 表面に決議内容が記載されている。裏面に賛同者の記名をお願いします。
7月の中央行動で直接、人事院に提出します。
- ◇ 提出期限 6月26日までに支部書記局へ提出

◎ 各種行動

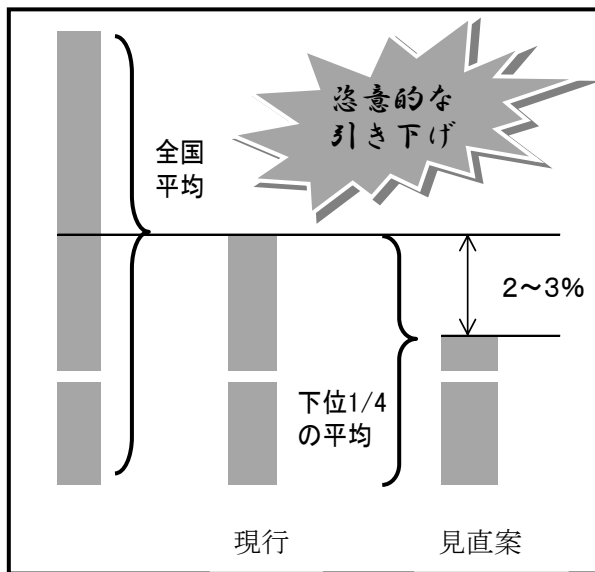
- ◇ 中央行動 : 7月8日・29日 ◇ 県中央集会 : 7月11日 (18:00～ 岩手教育会館)
- ◇ 東北人事委員会への要請 : 6月27日 (反対要請・デモ行進)
- ◇ 議会等要請 : 自治労県本部と連帯し、知事要請、県議会要請を予定

問題点
総合的見直し

地公給与の引き下げありきの官民比較方法見直し

今回の見直し案の最大の問題は、官民の比較方法を変更し、地域ごとに給与の格差を恣意的に用いようとしている点だ。

新たな比較方法として人事院は、民間給与水準の全国下位12県（下位1/4）を調査対象として抜き出し、その平均額と公務員給与を比較する方法への変更をもくろんでおり、これにより2～3%もの賃下げを狙っている。全体平均から下位1/4の平均へ比較方法を変える手法は、明らかに、公務員給与水準の引き下げありきの変更だと言わざるを得ない。



恣意的に操作された都市部と地方の格差

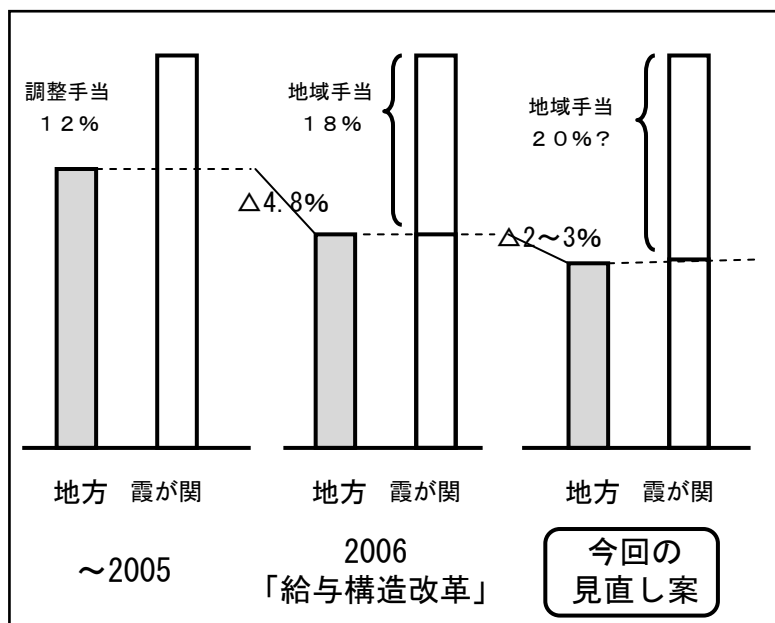
地域間配分の見直しの基準として人事院が想定する下位12県における、各県の2013人事委員会勧告結果（右下表）を見ると、最も民間賃金が低いとされた鳥取県（6級以上の職員を▲1.5%とする勧告）を除き、他の全ての県は「ほぼ均衡」との結果が各人事委員会から報告されており、政府・人事院が主張する2～3%の格差の実態はどこにも見当たらず、「地方公務員給与が高い」という見直しの根拠も極めて矛盾している。

公務員と給与体系が大きく異なる非正規等を含む賃金構造基本統計調査の結果を引き合いに、あたかも公務員給与が高すぎるかのような理屈を持ち出すこと自体が恣意的だ。

	較差額	率較差
青森	76円	0.02%
岩手	119円	0.03%
秋田	▲286円	▲0.07%
山形	120円	0.03%
島根	58円	0.02%
鳥取	▲1,526円	▲0.46%
高知	262円	0.07%
佐賀	▲286円	▲0.08%
長崎	▲13円	▲0.00%
宮崎	186円	0.05%
鹿児島	120円	0.03%
沖縄	▲146円	▲0.04%

霞が関の官僚の給料は減っていない!?

今回の給与制度総合的見直しによる給与水準の引き下げは、2005人勧に伴う引き下げ方法と同様に、地域間の較差相当分について職員全体の給与水準



を下げるが、都市部についてはその分の地域手当を支給している。

また、霞が関で勤務する職員には2005人勧で設けられた「本府省手当」も支給されており、霞が関官僚のお手盛りとも言える。地域手当の対象外である岩手県職員にとっては、水準そのものの引き下げでしかなく、地方公務員狙い撃ちの賃下げを何としても阻止しなければならない。